

いじめ重大事態発生時の学校における対応

重大事態（いじめ防止対策推進法 28 条）

- いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
（自死を企図、重大な障害、金品等に重大な被害、精神性の疾患を発症など）
- いじめにより相当の期間欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
（年間 30 日を目安、連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する）

万が一、生徒の自殺が起きたときには、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」の改訂について（平成26年7月 文部科学省）の通知にそって対応する。
また「緊急対応の手引き」（平成22年3月 文部科学省）も参照する。

